

京都市老人医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年7月14日

京都市長 松井孝治

京都市規則第19号

京都市老人医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則

京都市老人医療費支給条例施行規則の一部を次のように改正する。

第10条の2第1号イ中「80万円」を「806,700円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年8月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市老人医療費支給条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に受けた医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

(保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課)